

ねんきんコーナー

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方に比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めることができます(追納)。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年から起算して3年目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。

- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」にお問い合わせください。

ナビダイヤル

☎0570-003-004

050から始まる電話からは

☎03-6630-2525

【受付時間】

- 月～金曜日

- 午前8時30分～午後7時

- 第2土曜日

- 午前9時30分～午後4時

- ※祝日(第2土曜日を除く)、12月

- 29日(日)から令和2年1月3日

- (金はご利用できません。

- ※ナビダイヤルは、一般の固定電話

- 話からおかけになる場合は全国

- どこからでも、市内通話料金で

- ご利用いただけます。ただし、

- 一般の固定電話以外(携帯電話

- など)からおかけになる場合は

- 通常料金がかかります。

- ※「03-6630-2525」の

- 電話番号におかけになる場合は、

- 通常料金がかかります。

- ※間違い電話が発生していますので、

- おかけ間違いには、ご注意ください。

- お問い合わせ

- 日本年金機構 幡多年金事務所

- ☎34-1616

幡多広域消費生活センター便り

「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入に



事例1

娘がスマホで、期間限定10円のダイエットサプリを注文した。商品が届き、注文書を見ると定期購入になっていた。娘は定期購入契約であることを知らなかった。(40歳代 女性)

事例2

夫が初回500円の広告につられ、健康食品をお試しのつもりで頼んだ。2回目が届き業者へ電話をする。と最低4回継続の定期コースを申し込んでいた。4回商品を受け取り、解約の電話をするがつかない。(60歳代 女性)

ひとこと助言

- 定期購入の契約条件によっては途中で解約ができなかったり、解約しようと事業者に連絡しても電話がつかなくなったりする場合も多あります。
- 商品を購入する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。

国民生活センター見守り新鮮情報 第302号より

困ったときは、消費生活センターへご相談ください(消費者ホットライン188)

【幡多広域消費生活センター】 相談受付日時/月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)
午前9時～正午・午後1時～午後5時 ☎34-6301 FAX 34-6295
〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階